

2024年1月9日

各位

株式会社西京銀行

預金規定の改定について

西京銀行は、以下の通り預金規定の改定を行うことといたしましたので、お知らせします。

1. 改定内容

旧	新
<p>1. 共通規定</p> <p>11. (預金の払戻し)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p>	<p>1. 共通規定</p> <p>11. (預金の払戻し)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく請求に係る仮払い、<u>当該預金口座の合計残高100万円未満の場合</u>については、この限りではありません。</p> <p><u>(3)前項にかかる当該預金口座の合計残高100万円未満の払戻しは、当行所定の取扱いを適用できるものとします。これにより共同相続人の一人に預金の払戻しがされた場合、その他の相続人は二重に払戻しを請求できません。</u></p>
<p>2. 総合口座取引規定</p> <p>4. (預金の払戻し等)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の</p>	<p>2. 総合口座取引規定</p> <p>4. (預金の払戻し等)</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4)前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の</p>

旧	新
<p>共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく請求に係る仮払いについては、この限りではありません。</p>	<p>共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく請求に係る仮払い、<u>当該預金口座の合計残高100万円未満の場合については、この限りではありません。</u></p> <p><u>(5)前項にかかる当該預金口座の合計残高100万円未満の払戻しは、当行所定の取扱いを適用できるものとします。これにより共同相続人の一人に預金の払戻しがされた場合、その他の相続人は二重に払戻しを請求できません。</u></p>

## 2. 改定日

2024年1月10日（水）

以 上

### ◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 お客さまサポートグループ

TEL：0120-240-606

受付時間 平日 9:00～17:00（銀行休業日除く）